

VII 支援費の指導監査等について

○支援費の指導監査等について

1. 指導監査通知（案）について

(1) 指定居宅支援事業者等の指導監査について

①指定居宅支援事業者等指導指針

②指定居宅支援事業者等監査指針

(2) 支援費支給事務等の市町村の指導について

・市町村指導指針

2. その他

(1) 障害福祉施設等に係る指導監査との整合性等について

(2) 平成15年度における指定居宅支援事業者等の指導監査について

(案)

障 発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

指定居宅支援事業者等の指導監査について

支援費制度による指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等並びに指定知的障害者更生施設等（以下「指定居宅支援事業者等」という。）に対する指導監査については、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いする。

また、身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設等の指導監査との整合性を図るとともに、効率的な指導監査に努められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別添1)

指定居宅支援事業者等指導指針

1. 目的

この指導指針は、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の21及び第17条の28、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の21及び第15条の28並びに児童福祉法（昭和22年法律第67号）第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容及び支援費の請求等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び支援費支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 指導方針

指導は、指定居宅支援事業者等に対し、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第80号）、「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第82号）、「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第79号）、「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省告示第81号）及び「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年〇月厚生労働省告示第〇〇号）、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年〇月厚生労働省告示第〇〇号）、「児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年〇月厚生労働省告示第〇〇号）、「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年〇月厚生労働省告示第〇〇号）、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年〇月厚生労働省告示第〇〇号）並びに「厚生労働大臣が定める割合」（平成15年〇月厚生労働省告示第〇〇号）等に定める支援内容及び支援費の請求等に関する事項について周知徹底することを方針とする。

3. 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が必要な指導の内容に応じ、指定居宅支援事業者等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

(2) 書面指導

書面指導は、都道府県等が指定居宅支援事業者等から書面の提出を受けた上で、一定の場所で面談方式により行う。

(3) 実地指導

実地指導は、都道府県等が指導の対象となる指定居宅支援事業者等の事業所において、実地に行う。

4. 指導対象の選定

指導は全ての指定居宅支援事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに支援費の支給対象となるサービスを開始した指定居宅支援事業者等については、概ね1年以内に全てを対象に実施する。
- ② 実地指導及び書面指導の対象外とされた指定居宅支援事業者等は、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 書面指導

- ① 実地指導の対象外となる指定居宅支援事業者等の中から、前年度における実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はないが、継続的な指導の必要がある指定居宅支援事業者等を選定して実施する。
- ② 集団指導の対象となる指定居宅支援事業者等であって、前年度一度も集団指導に出席していない指定居宅支援事業者等を対象に実施する。

(3) 実地指導

- ① 指定居宅支援事業者等のうち、前年度において、集団指導又は書面指導の対象となった指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等を対象に実施する。
- ② 指定居宅支援事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導又は書面指導の対象となった指定居宅支援事業者を対象に実施する。
- ③ その他特に都道府県等が必要と認められる指定居宅支援事業者等を対象に実施する。

5. 指導方法等

(1) 集団指導

①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

②指導方法

集団指導は、支援費支給関係事務、支援費の請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 書面指導

①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の日時、場所、出席者、提出書類等について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

②指導方法

書面指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、提出書類等を確認しつつ個別に面談して行う。

③指導結果の通知等

指導結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④改善報告の提出

都道府県等は、当該指定居宅支援事業者等に対し、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めることとする。

(3) 実地指導

①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

②指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

③指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④改善報告の提出

都道府県等は、当該指定居宅支援事業者等に対し、文書で指摘した事項

にかかる改善報告書の提出を求めることとする。

6. 指導後の措置等

(1) 書面指導

- ① 書面指導の結果、特に文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- ② 書面指導において指導した事項について、改善が認められない指定事業者等については、翌年度の指導に当たっては、実地指導の対象とする。

(2) 実地指導

- ① 実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- ② 実地指導の結果、文書による軽易な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は書面指導の対象とする。
- ③ 実地指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な指定事業者等については、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、再度の実地指導を行う。
- ④ 実地指導の結果、「指定居宅支援事業者等監査指針」に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。
なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合には、実地指導を中止し、直ちに「指定居宅支援事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

7. 指導の拒否への対応

- (1) 正当な理由がなく書面指導を拒否した場合には、実地指導を行う。
- (2) 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合には、監査を行う。

8. その他

- (1) 都道府県等は、指導監査結果の通知及び改善報告書の内容について、その指定居宅支援事業者等の事業活動区域に所在する市町村への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- (2) 都道府県等は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別添2)

指定居宅支援事業者等監査指針

1. 目的

この監査指針は、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の21及び第17条の28、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の21及び第15条の28並びに児童福祉法（昭和22年法律第67号）第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容及び支援費の請求等に関する監査について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び支援費支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 監査方針

監査は、指定居宅支援事業者等の支援内容及び支援費の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

3. 監査対象となる指定業者等の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 支援内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 支援費の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によっても支援内容又は支援費の請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

4. 監査方法等

(1) 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、指定居宅支援又は指定施設支援を受けた障害者及び障害児の保護者に対する実地調査を行う

(2) 監査実施通知

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、監査対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(3) 出席者

監査に当たっては、監査対象となる指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて支援担当者、支援費の請求担当者又は関係者の出席を求める。

(4) 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

5. 監査後の措置

(1) 行政上の措置

① 内容

行政上の措置は、身体障害者福祉法第17条の22若しくは第17条の30、知的障害者福祉法第15条の22若しくは第15の30又は児童福祉法第21条の22に基づく指定の取消し（以下「取消処分」という。）とする。

② 聴聞等

都道府県知事等は、監査の結果、当該指定居宅支援事業者等が取消処分に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分の予定者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

③ 行政上の措置の通知

都道府県等は、取消処分を行ったときは、当該指定居宅支援事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。

なお、取消処分にいたらないと認められる場合には、指定居宅支援事業者等指導指針の実地指導に準じた指導を行う。

(2) 経済上の措置

- ① 都道府県等は、監査の結果、支援内容又は支援費の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、市町村に対し、

指定居宅支援事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。

- ② 都道府県等は、返還の対象となった利用者又は扶養義務者が支払った利用者負担額に過払いが生じている場合には、該当する市町村に対し、監査対象となった指定居宅支援事業者等から当該利用者負担額を利用者又は扶養義務者に返還するよう指導するとともに、該当する利用者又は扶養義務者あてにその旨を通知するよう指導する。
- ③ 監査の結果、支援内容又は支援費の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

6. 行政上の措置の公表等

都道府県知事等は、監査の結果、取消処分を行ったときは、身体障害者福祉法第17条の23及び第17条の31、知的障害者福祉法第15条の23及び第15条の31並びに児童福祉法第21条の23の規定に基づき速やかにその旨を公示するとともに、その指定居宅支援事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対し連絡する。

7. 報告

都道府県等は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(案)

障 発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

支援費支給事務等の市町村の指導について

支援費支給事務等の市町村に対する指導については、支援費制度の円滑かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「市町村指導指針」を参考に指導に当たられるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

(別添)

市町村指導指針

1. 目的

この市町村指導指針は、支援費制度が円滑かつ適正に行われるよう、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う、市町村への支援費支給事務等の処理状況の指導について、基本的な事項を定めることにより、支援費制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 指導方針

指導は、市町村の支援費の支給事務等が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3. 指導体制等

指導は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が指導対象となる市町村の事務所において実地に行う。

4. 指導方法等

(1) 実施回数

指導は、全ての市町村について、2年に1回以上実地を実施するものとする。

(2) 実施計画

指導の計画は、毎年度当初に策定するものとし、市町村の事業動向の状況等を把握の上、重点項目を定めて効率的な指導が行われるよう計画する。

(3) 事前通知

指導に当たっては、指導対象となる市町村に対し、実施時期、指導担当者の氏名、その他必要な事項を事前に通知する。

(4) 指導方法

指導に当たっては、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行う。

(5) 指導結果の通知等

①指導の終了後、関係者に対し講評を行う。

②講評した結果については、綿密に検討を行い、その問題点を明らかにし、市町村がとるべき具体的な措置の方法等について、技術的な助言等を文書により行う。

③上記の文書通知に対する対応結果について、期限を付して報告を求める。

4. その他

都道府県等は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。